

21 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

【外務省、防衛省】

【提案・要望】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進
- 3 佐世保市が計画している「前畑崎辺道路」建設への特段の配慮
- 4 防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
 - (1) 立神港区第1号～第5号岸壁の返還（未返還部分）
 - (2) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ一線）の返還
 - (3) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

【本県の展望（実現の効果）】

- ・佐世保港のすみ分けを実現することで、佐世保港の計画的な活用による地域産業の振興が図られ、佐世保市の発展に寄与する。
- ・「前畑崎辺道路」の建設により地域住民の交通環境に係る安全・安心に寄与する。
- ・自衛隊による崎辺地区の利活用の促進、並びに施設整備等の地元への優先発注や受注機会を拡大することで、地域経済の活性化に寄与する。

【提案・要望の経緯】

- ・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在し、これらが地域産業の振興・発展やまちづくりを図る上での障害要因となっており、また、地域住民に不安を与えている面もあるため、昭和46年から米軍提供施設の返還要望が行われ、実現性を高める観点から、平成10年に「新返還6項目」として見直された。
- ・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日の日米合同委員会において、移設先である針尾島弾薬集積所に代替施設が建設されるとともに米海軍家族住宅の不足解消を条件として返還合意がなされましたが、既に5年が経過しているものの、具体的に至っていないという感が否めない。
- ・崎辺地区の東側には岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想が、西側には水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想が国から示されている。
- ・現在、崎辺地区へ通じる既存道路（市道）は狭隘であり、また、人口密集地であるため沿線には住宅が張り付いているとともに、当該地区には海上自衛隊施設が所在していることもあり、朝夕の通勤時には渋滞が発生している状況にある。
- ・防衛計画の大綱では防衛能力発揮のための基盤整備として、地元経済への寄与に配慮するという「地域コミュニティとの連携」が新たに打ち出されている。
- ・赤崎貯油所に関する2項目については既に完結し、また、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、平成26年2月、米側から日本側へ返還され、同年7月、国から佐世保重工業（株）へ売却された。
- ・旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ一線）は、SSKの敷地内を分断する形で所在し、その地中には米軍の電力・通信設備等が埋設されている。また、佐世保港区内における水域の80%以上が、24時間、365日、立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されており、商港活動や港湾整備など佐世保港の発展に大きな障害となっている。

【1】この要望にかかる背景について

(佐世保港すみ分けの早期実現)

佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）は臨港地区の中心部に位置し、佐世保港の有効活用に支障をきたしていることから、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

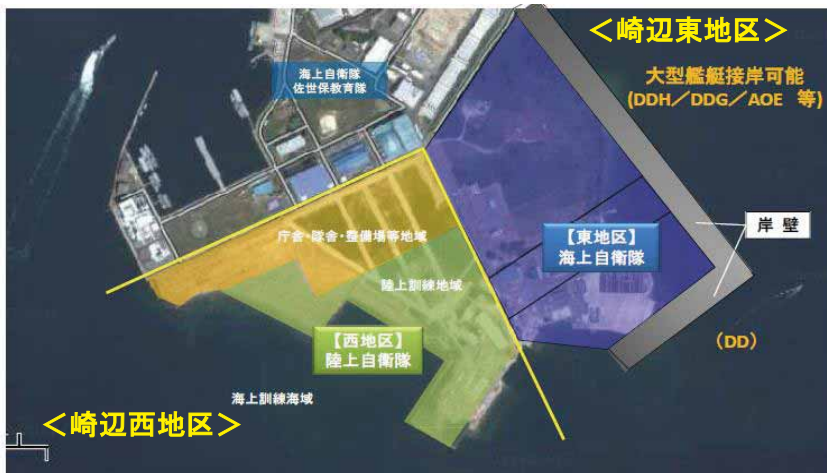
(崎辺地区の利活用の促進と前畑崎辺道路の早期整備)

崎辺地区の利活用構想の実現に向けては、可及的速やかに関係者と調整の上、具体的な整備計画を示していただき、事業として推進していただく必要があります。また、今後、崎辺地区の利活用に関する施設整備や運用が行われますが、大型車両の通行や通行車両の増加により、地域住民の日常生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、佐世保市が計画している「前畑崎辺道路」の建設が必要です。

(基地が所在する地元経済の活性化)

長崎県内の各市町で人口減少や少子化が進む中、水陸機動団の新編等に伴い千人を超える規模の隊員の増加や、関連施設の整備が計画されるなど、自衛隊が所在することによる人口増加及び経済活性化の期待は大きいものとなっています。

佐世保港の全景



自衛隊による利活用基本構想 (崎辺地区)

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(前畑弾薬庫の早期返還)

前畑弾薬庫の移転・返還については、日米合同委員会の合意から既に5年が経過しており、移転先である針尾島弾薬集積所の早期整備が必要です。

(前畑崎辺道路の早期整備)

前畑崎辺道路は、地域住民の交通環境における安全安心に必要な不可欠な道路であり、また、自衛隊による崎辺地区の利活用を促進する上でも必要であると考えます。佐世保市が事業主体となり防衛補助事業により進めていくことを改めて確認していることから、早期整備のためには国による佐世保市への支援が必要です。

(地域コミュニティとの連携)

防衛大綱で打ち出された「地域コミュニティとの連携」の実現のためには、可能な限り、地元への優先発注や受注機会の拡大に配慮することが必要です。

22 地方一般財源総額の確保について

【総務省】

【提案・要望】

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

1 一般財源総額の確保

- (1) 安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

2 合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定

平成26年度以降5年程度で見直しを行うこととされている合併市町に対する地方交付税の算定について、保健衛生費や社会福祉費、小・中学校費等に係る需要の割増など具体的な制度設計を行うにあたっては、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態をよりの確に反映した算定方法とすること

3 地方交付税におけるトップランナー方式の導入への配慮

地方交付税におけるトップランナー方式の導入にあたっては、地域の実情に十分配慮し、行政改革努力を超えるような減額が生じないようにすること

4 緊急防災・減災事業債制度の延長

本県においては、学校、幼稚園の耐震化、防災行政無線の整備等について今後も多額の財政需要が生じることから、緊急防災・減災事業債制度については平成29年度以降も延長すること

5 偏在性の少ない地方税体系の充実強化

- (1) 地方消費税の軽減税率導入に伴う代替財源については、法制上の措置を講ずること
- (2) 自動車税種別割の税率引下げは行わないこと
また、自動車取得税廃止・自動車税環境性能割創設に係る減収に対しては、代替財源を確保すること
- (3) ゴルフ場利用税を堅持すること
- (4) 償却資産に対する固定資産税については、現行制度を堅持すること

6 地方財政への適切な配慮

国の財源捻出のための地方交付税や補助金の削減、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止や縮減を行わないこと

【本県の展望（実現の効果）】

- 1 安定的な財政運営に必要となる地方一般財源を確保することにより、地域の実情に応じて喫緊の課題である地方創生や人口減少対策等に全力で取り組むことができる。
また地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能は、地方全体としての必要額が確保されることによって発揮されるものであり、その原資を法定率の引き上げにより確保することで、地方交付税の安定性を高めて持続可能な制度とすることができる。
- 2 国においては、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとされているが、見直し期間において、毎年度、合併市町の実態を的確に反映した算定が行われることにより、今後においても、合併市町の周辺旧市町村の集落維持・振興等が図られることとなる。
- 3 トップランナー方式の導入に当たって、過度な負担が生じることなく、行政改革を推進することができる。
- 4 緊急防災・減災事業債制度を平成29年度以降も継続することにより、大学、学校、幼稚園の耐震化や防災行政無線の整備など、災害に強く、命を守る県土強靱化を推進することができる。
- 5 消費税率の引上げ分は、その全額が社会保障財源とされている。消費税率10%引上げ時の軽減税率導入に伴う減収分について、その代替財源が法制上措置されることにより、地方の社会保障財源の確保が図られる。

本県の税収に占める自動車税の割合は約12%で、貴重な自主財源となっており、現行制度を堅持することで本県財政の安定に資する。自動車取得税の廃止、自動車税環境性能割の導入による減収分について、地方財政計画において措置されることにより、地方財源が確保される。

ゴルフ場利用税が堅持されれば、県はもとより税収の約70%を交付金として交付される県内市町も含めた地方財政の安定に資する。

県内市町の税収に占める償却資産課税の割合は約7%で市町の貴重な自主財源となっており、現行制度を堅持することで市町財政の安定に資する。
- 6 適正な算定に基づく地方交付税の削減や、税源移譲を伴わない国庫補助負担金の減額・廃止等がなされると、計画的な事業執行に多大な悪影響を及ぼすだけでなく、住民生活に直結する行政サービス経費すら削減せざるを得ない状況を招く恐れがある。

【提案・要望の経緯】

1 平成28年度地方財政計画においては、前年度を上回る地方一般財源総額が確保されたが、地方創生を推進するためにも、引き続き総額を確保する必要がある。

また臨時財政対策債の発行額は大幅に抑制されているものの、依然として多額の地方財源不足が生じていることから法定率の引き上げが必要である。

2 合併算定替の縮減が当初どおりに行われた場合には、合併市町の喫緊の重要課題である集落維持・振興等ができなくなるのではないかと危惧されていた。

このような中、国において、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとなり、全国の合併市町に対する最終的な措置額は6,700億円程度となり、全国の合併算定替の影響額9,500億円程度の約7割が措置されることとなった。

現在、3割程度の措置が実現されているが、引き続き、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態を的確に反映した措置がなされる必要がある。

◆交付税算定の見直し（H26年度以降5年程度で見直し）

見直し年度	費目	見直し内容	合併団体への最終的な措置額(全国)
H26～H28	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,477億円
H27～H29	消防費	・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 など	1,071億円
	清掃費	・標準団体の経費を見直しなど	
	地域振興費	・離島、属島の増嵩経費を反映（消防、清掃分）	
H28～H30	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	・旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算 など	1,100億円程度
	その他の教育費	・標準団体の経費を見直し	
	徴税费	・人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・離島、属島の増嵩経費を反映（保健福祉等分）	
H29以降	農業行政費 小・中学校費 等	・標準団体の経費を見直し 等	1,000億円程度
合 計			6,700億円程度 (A)

合併団体の交付税影響額(全国) 9,500億円程度 (B) (A)／(B)＝約7割

【参考】平成27年度までの措置額(全国) 2,683億円 (9,500億円程度の約3割)

3 トップランナー方式の検討項目のうち、例えば、道路維持補修・清掃等の業務については本県で試算したトップランナー方式の導入による影響額は382百万円であるが、本県の直営実施部分を既に民間に委託しているものも含めて外部化したとしても、効果額は74百万円にとどまり、行政改革努力を超える減額を生じる可能性がある。

また、今後、公立大学運営に係る業務について、地方独立行政法人化することを前提とした検討が進められているが、長崎県立大学においては既に法人化していることから、その運営に支障が生じる可能性がある。

このため、トップランナー方式の導入に当たっては、地域の実情等に十分配慮する必要がある。

トップランナー方式導入に係る本県への影響額試算

(単位：百万円)

区 分	交付税の算定費目	トップランナー導入による本県影響額①	本県の業務を全て外部化した場合の効果額②	②-①
道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	382	74	▲ 308

長崎県立大学運営に係る本県の財政負担（H27予算ベース）

(単位：百万円)

区 分	交付税の算定費目	運営費交付金等の 予算額①	基準財政需要額 ②	②-①
大学運営交付金等	教育費	1,509	1,300	▲ 209

4 県においては、緊急輸送道路の防災対策、県立学校・私立学校・私立幼稚園の耐震化などに188億円（H23～H28累計）の緊急防災・減災事業債を活用している。

しかしながら、防災・減災対策事業については今後も多額の需要が見込まれており、防災行政無線の移設や指定避難所となる大学の耐震化、私立学校の耐震化の目標（H26 70.6%→H32 100%）や私立幼稚園の耐震化の目標（H26 83.4%→H32 100%）の達成のためには本制度の延長が必要である。

5 消費税の軽減税率導入に伴い、代替財源については、平成28年度末までに法制上の措置等を講ずることとされたが、具体的な内容は示されていない。

平成29年度税制改正においては、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置が講じられる見込みである。また、車体課税の見直しについては、自動車取得税廃止による減収に対し、環境性能割で確保できない減収分が7千万円生じる見込みである。

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道の整備・維持管理のほか、水質調査や廃棄物処理等のゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な財源となっている。

固定資産税は固定資産の所有と道路、上下水道、消防、ごみ処理などの行政サービスとの受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて所有者に課税するものとして定着しており、市町村の貴重な自主財源として行政サービスに充てられている。

6 本県では三位一体の改革の際、平成16年度から平成18年度までの3ヵ年で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得なかった。

23 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の充実を図ること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金の更なる拡充を図ること
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材の育成や地域の活性化につながる特色ある教育に対して、財政支援の充実強化を図るとともに、普通交付税におけるトップランナー方式の導入に当たっては、地方の実情に十分配慮すること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実し、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。
- ・高等学校等就学支援金の増額により、授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担の軽減につながることで、また、家庭の経済状況に関わらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができる。
- ・地方の公立大学が地元産業界が求める人材の育成や地域の活性化につながる特色ある教育を行うことにより、大学の魅力が高まり、地元高校生の進学先となることで、地元産業界の即戦力となる人材の育成や地元定着が促進される。

【提案・要望の経緯】

- ・本県では、国の経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。
- ・長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があることから、老朽化した学校施設の維持補修に多額の経費を必要としている。
- ・長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の約45%を占めており、100人未満の小規模校が3校となっている。また、本県は半島地域が多く、公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にある。
- ・特に小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなり、財政基盤が脆弱である中、公教育の一翼を担うためには、教育環境を維持するための十分な支援が必要である。
- ・平成26年度より新たな高等学校就学支援金制度が実施され、所得制限の導入に伴い年収590万円未満世帯は増額されたが、年収250万円以上の世帯は保護者負担が残ることとなり、公私間負担の格差を是正する必要がある。
- ・地方創生に向けた人材育成や地元定着促進を目的として、県は長崎県立大学と協議のうえ、平成28年4月から学部学科再編を実施したが、新たな取組については、相当の経費が必要となる。

【1】この要望にかかる背景について

(私立学校)

私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。特に本県の場合は高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与しています。

しかし、少子化の進行により私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。

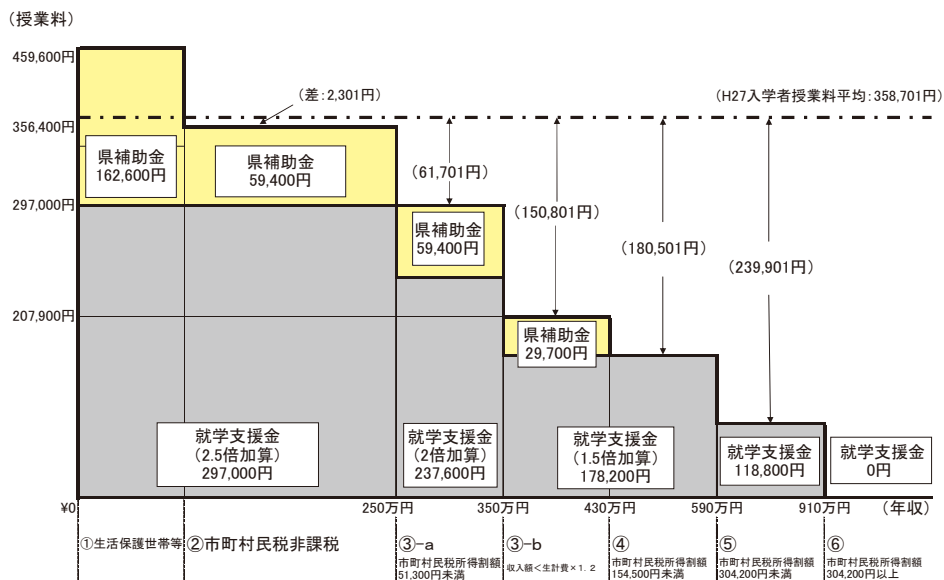
また、平成26年4月より所得制限の導入を含む新たな高等学校等就学支援金制度が実施され、平成26年度入学生からは年収590万円未満世帯の生徒に対して支援金額が増額されましたが、依然として保護者負担の公私間格差は大きい状況にあります。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

(県立大学)

地方の公立大学は、これまで地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきました。

今後はさらに、地方創生に向けての人材育成や地元定着促進の役割が求められており、長崎県立大学においてもグローバル化や情報化に対応した人材育成や地域の活性化につながる特色ある教育を着実に進める必要があります。

◎就学支援金制度と長崎県の私立高等学校等授業料軽減補助制度



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(経常費補助金・交付税措置の拡充)

本県では、国の経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税の交付単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付しており、私立学校の健全な経営のためには国庫補助単価及び地方交付税交付単価の更なる増額が必要です。

(就学支援金の更なる充実)

長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成27年度平均で358,701円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成していますが、年収250万円を超える世帯については保護者負担が大きいことから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の就学支援金制度の更なる拡充が必要です。

(県立大学に対する財政支援の拡充)

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着に係る取組については、平成27年度から特別交付税が措置されることとなりましたが、地方創生に寄与する人材育成の取組については特別交付税の措置対象とならないことから、要件を拡大するとともに、措置上限額の拡大が必要です。また、地方創生に寄与する取組を実施するためには、普通交付税の確保が必要です。

24 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

1 耐震化事業に係る国庫補助の充実

- (1) 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業（補強・改築）に係る予算について、十分に確保すること
- (2) 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- (3) 耐震改築工事に係る補助制度を延長すること

2 耐震化のための地方財政措置の充実

指定避難所とされている私立学校施設の耐震化事業として適用できる、緊急防災・減災事業債の適用年度について延長すること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・国庫補助額が増額され、私立学校・幼稚園施設設置者の負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境が確保される。
- ・私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る地方財政措置が講じられることで、県単独補助の引き上げができるため、耐震化の一層の促進が図られる。

【提案・要望の経緯】

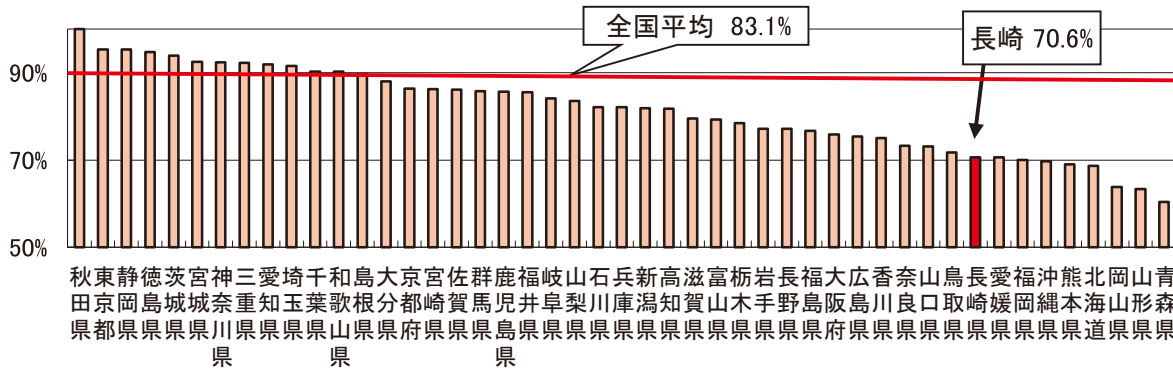
- ・本県私立小・中・高等学校の耐震化率は平成27年4月1日現在70.6%（全国39位、全国平均83.1%）、私立幼稚園は74.8%（全国40位、全国平均83.8%）と低位にある。
- ・長崎県の私立学校は歴史的に古い学校が多く、施設の老朽化が著しく進んでおり、維持補修に多額の経費を必要としている。（私立幼・小・中・高等学校の昭和56年以前建築棟数の全棟数に占める割合52.7%、全国2位、全国平均39.6%）
- ・私立学校・幼稚園の国庫補助率は、①耐震補強Is値0.3未満の場合1/2 ②耐震補強Is値0.3以上0.7未満の場合1/3 ③改築1/3となっており、公立学校の①2/3 ②1/2 ③1/3～1/2と比べて低く措置されている。
- ・本県は、更なる耐震化を進めるため、平成28年度より緊急防災・減災事業債を活用し、適用施設については、県単独補助を1/6から1/3に引き上げることにしている。
- ・平成28年4月に発生した熊本地震では、本県でも震度5強を観測しており、私立学校・幼稚園の耐震化は喫緊の課題となっている。

【1】この要望にかかる背景について

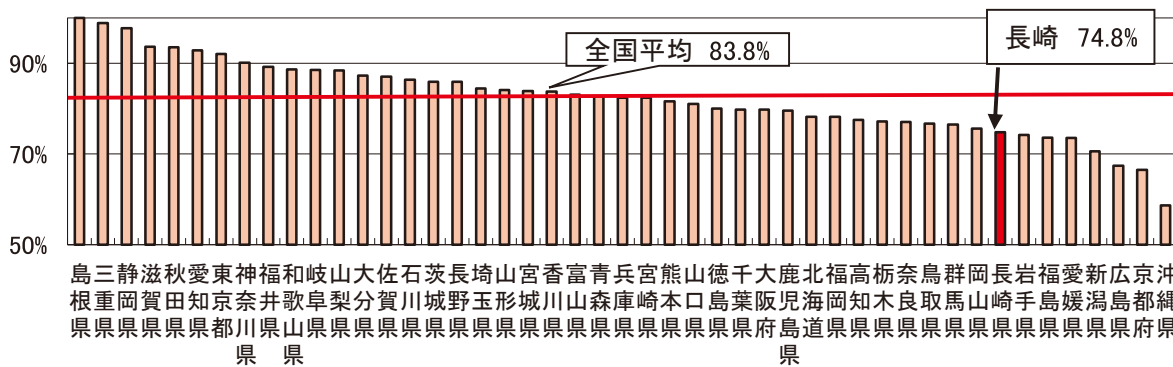
学校及び幼稚園は、児童、生徒及び幼児が長時間過ごす生活・学習の場ですが、本県における私立学校・幼稚園の耐震化率は全国平均を大きく下回っており、災害時における安全性の確保が喫緊の課題となっています。

児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境づくりは公私の区分なく進める必要がありますが、本県においては、県立学校の耐震化率が100%、市町立小中学校の耐震化率が約90%となっている一方で、私立学校・幼稚園の耐震化は設置者負担が大きいため、取組が進まない状況となっています。

全国の耐震化の状況(小・中・高等学校) H27. 4. 1現在



全国の耐震化の状況(私立幼稚園) H27. 4. 1現在



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(公立学校と同率の補助率について)

私立学校・幼稚園の国庫補助率は、公立学校と比べて低く措置されており、工事に係る設置者負担が大きいため、取組が進まない状況にあります。耐震化促進のため、県独自の補助制度(補助率1/6、緊急防災・減災事業債適用の場合1/3)を設けていますが、耐震化を促進するためには、公立学校と同率の国庫補助率とすることが必要です。

(耐震改築工事に係る補助制度の延長について)

耐震改築工事に係る補助制度は平成28年度までの時限措置となっていますが、本県の私立学校・幼稚園については耐震化が遅れており、平成28年度までの耐震化達成が困難な状況にあるため、補助制度の延長が不可欠です。

(私立学校・幼稚園施設の地方単独補助に対する地方財政措置の充実について)

本県においては、緊急防災・減災事業債を活用し、適用の条件となる指定避難所とされている学校施設については県単独補助を1/6から1/3に引き上げることで、設置者のさらなる負担軽減を図ることで耐震化の促進に取り組んでいます。しかし、同起債は平成28年度までの時限措置となっていることから、私立学校等の耐震化を更に進めるためには、制度の延長が不可欠です。

25 離島地域における揮発油税の減免等について

【経済産業省、国土交通省】

【提案・要望】

離島地域のガソリン価格は、地理的条件から流通コスト等が高く、本土地域よりも割高となっていることから、価格差是正を図る抜本的な措置として、離島地域におけるガソリンの揮発油税等の減免措置を講じること

また、揮発油税等の減免措置が講じられるまでの間は、現在行われている「離島ガソリン流通コスト支援事業」を引き続き実施すること

【本県の展望（実現の効果）】

揮発油税等の減免措置により、離島地域におけるガソリン価格の低減が図られ、住民の生活安定と産業振興につながり、地域の人口流出や過疎化進行が抑制される。

また、本県は、国境に面した離島が多く存在している。国境離島は、領海や排他的経済水域の保全をはじめ、海洋資源の開発・利用や海上交通の安全確保などを図るうえからも重要な役割を担っており、本減免措置は、離島存続の基盤となる住民生活の安定と定住を促すものであることから、国境離島の維持・存続にも寄与する施策である。

【提案・要望の経緯】

離島地域は、路線バスなどの公共交通機関の路線や便数が十分ではなく、島民の生活は自家用車に頼らざるを得ない現状にある。このような中、国におかれては、「離島ガソリン流通コスト支援事業」を平成23年5月に創設し、離島地域におけるガソリン価格の値下げ支援を行っていただいているところである。

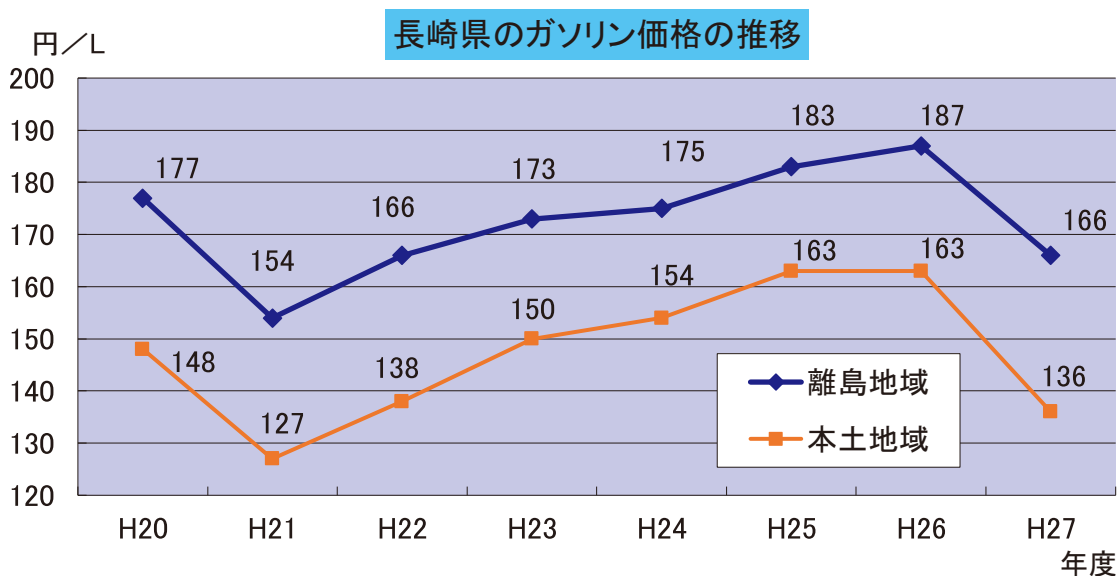
しかしながら、離島地域のガソリン価格は、その地理的条件から流通コストが高く、1店舗当たりの販売量も少ないことなどから、依然として本土地域よりも割高となっており、島民にとっては本土地域との価格差縮減の実感を持ち得ない状況にある。

この価格差を抜本的に是正するため、地方財政に影響を及ぼさないように十分配慮したうえで、離島地域におけるガソリンの揮発油税及び地方揮発油税について、本則税率を上回る部分の減免措置を講じるよう要望するものである。

なお、本減免措置が講じられるまでの間は、離島地域における住民生活の安定等を図るうえからも、現在行われている「離島ガソリン流通コスト支援事業」を引き続き実施するよう併せて要望する。

【1】この要望にかかる背景について

- 本県の離島地域と本土地域間におけるガソリン1リットル当たりの過去3か年の平均価格差は、平成25年度が20円、26年度が24円、27年度が30円となっており、近年、価格差が拡大する傾向となっております。
- 離島地域においては、バスなどの公共交通機関の路線や便数が十分ではないため、通勤・通学をはじめとした移動を伴う活動においては、割高なガソリンを消費する自家用車に頼らざるを得ない現状にあります。
- このことは、島民の社会・経済活動に大きな影響を与えており、急激な人口流出や過疎化の進行を引き起こす要因にもなっています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

- 離島地域のガソリン価格が依然として本土地域よりも割高となっている要因としては、本土からの輸送費や島内配送経費、油槽所の運営費などの輸送・運営コストが本土に比べて嵩むこと、また、1店舗当たりの販売量が本土の4分の1程度と少ないことなどからコストやマージンを価格に転嫁せざるを得ないことがあげられます。その他、人件費等を軽減できるセルフサービスの販売方式の給油所が本土地域に比べ少ないことや、島外からの新規参入もほとんどなく、価格競争が活発でないことも価格割高の一因となっています。
- このような中、国におかれては平成23年5月から、「離島ガソリン流通コスト支援事業」を開始され、離島地域のガソリン価格の値下げ支援を行っていただいているところですが、近年、本県の離島地域と本土地域のガソリン価格差は拡大する傾向にあります。
- 離島地域においては、路線バスなどの公共交通機関の路線や便数が十分ではなく、自家用車に頼らざるを得ない現状にあり、島民生活の安定や定住の促進などに寄与する本減免措置は、地元自治体をはじめ関係団体からも強い要望がっております。

26 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) 被爆者救済の立場に立って原爆症認定制度を運用し、必要に応じて見直しを行うとともに、原爆症認定審査のより一層の迅速化を図ること
 - (2) 被爆者健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 介護保険利用に伴う援護対策における所得制限を撤廃し、助成対象サービスの拡大及び地方負担の改善を図ること
 - (4) 被爆者関係施設の施設・設備整備にかかる助成措置を講じること
 - (5) 被爆者医療及び介護保険の地方財政負担の改善措置を講じること
- 2 在外被爆者援護について、引き続き、居住国における実情を踏まえ、より利用しやすく実効性のある制度となるための措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
- 4 長崎が有する被爆者医療の実績と研究の成果を国外でも活かしてもらうため、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)が行っている放射線被曝(爆)者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 被爆の実相についての啓発活動及び原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断について、がん検診項目の拡充など健康診断内容のより一層の充実を図り、被爆二世に係る健康状況の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者支援事業について、対象合併症の拡大など、引き続き一層の充実を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

被爆者の平均年齢は80歳を超え、また被爆体験者においても平均年齢が80歳に迫ってきている状況である。

援護対策を充実することによって、高齢化した被爆者及び被爆体験者の健康保持が図られ、より多くの人々を救済することができる。

また、本県が有する、これまでの被曝(爆)者医療の実績と研究の成果を活かした分野で、広く世界貢献を果たすことができる。

【提案・要望の経緯】

長崎市に原子爆弾が投下されてから71年が経過した。

この間、被爆者救済のための法律、制度が整備され、今日まで、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策が実施されてきた。

しかしながら、多くの被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けており、今後も援護を継続、充実しなければならない。

【1】この要望にかかる背景について

○被爆者の高齢化、介護保険等利用にかかる援護対策、被爆者医療及び介護保険における地方負担

被爆者は平均年齢が80歳を超え、高齢化が進んでおり、介護施策の拡充が求められています。介護保険を利用する場合自己負担分を助成する制度がありますが、助成の対象外とされているサービスや助成の対象が低所得被爆者（所得税非課税）に限定されているものがあります。

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっており、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、負担額が多額となっています。

○施設・設備整備について

被爆者関係施設は老朽化しており、改築や補修等が必要となっています。また、現在工事中の長崎原爆病院の建替事業については、平成29年度以降も特段の助成措置が求められています。

○在外被爆者対策

居住国によって様々な医療環境、制度があり、国内の制度がそのまま適用できる状況ではなく、居住国の実態に即した利用しやすく充実した制度が求められています。

○被爆実態等に関する調査研究の促進

広島、長崎両市が実施している原爆被爆者動態調査は有意義な調査であり、今後とも十分な助成が求められています。また、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的及び遺伝的影響に係る調査研究の今後更なる促進が必要です。

○放射線被曝（爆）者医療国際協力事業

長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（通称：ナシム）では、被爆地である長崎が培った被曝者医療の実績と研究成果を生かし、被曝（爆）者医療分野における国際協力の推進に寄与しています。これまで、長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、世界への貢献を一層推進するため国からの助成制度の創設が必要です。

○被爆二世

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世はがんに対する健康不安を抱く年齢になってきています。

○被爆体験者支援事業

被爆体験者は高齢化しており継続的な支援が必要であることから、対象合併症の拡大や医療受給者証の更新手続の簡素化など被爆体験者支援事業の充実が求められています。

被爆者数及び平均年齢（平成27年度末現在）

区分	被爆者数	平均年齢
長崎県 （長崎市を除く）	12,827人	81.32歳
長崎市	32,547人	80.32歳
県全体	45,374人	80.60歳

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○被爆者の高齢化

被爆者の平均年齢は80歳を超え高齢化が進んでおり、一人暮らしや寝たきり等日常生活に介護を必要とする方が年々増加している状況で、被爆者の実態に即した援護対策を実施することが急務となっています。

○被爆体験者及び被爆二世

被爆体験者の平均年齢は80歳にせまり、高齢化してきており、被爆体験に起因する多くの合併症に苦しんでいます。また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきています。

現時点では、放射線影響に関する科学的知見は得られておりませんが、原爆放射線の身体的及び遺伝的影響に係る調査研究の今後更なる促進が求められます。

27 離島・へき地における医師・看護師確保の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 医師の需給の検討にあたっては、離島・へき地の医師不足地域への勤務を誘導する新たな医師養成・配置制度の構築など偏在是正のための抜本的な対策も検討するとともに、地域の医師確保のために時限的に設けられている医学部の定員増（地域枠）については継続すること
- 2 新たな専門医制度で創設される総合診療専門医が、キャリアパス上他領域の専門医に比べて不利とならないような制度とすること
- 3 看護職員に係る専門実践教育訓練給付金の支給対象者の拡大を図るため、対象となる施設の指定要件と過去の一般被保険者期間等の受給要件を緩和すること

【本県の展望（実現の効果）】

- 1 国の医師需給推計の検討にあたっては、地域医療構想での医療需要を適切に反映した上で、医師の適正配置・偏在是正の方策を国家レベルの対策として構築することが必要である。その方策の一つである地域枠は、今後も継続することが安定的な医師の確保に寄与する。
- 2 総合診療専門医は、「地域を診る医師」として重要な役割を担うものであることから、上位の専門医資格を取得する際や他領域の専門医が総合診療専門医を目指す際には、それまでの臨床経験を反映させた資格認定制度とすることが、総合診療専門医の志向者の増加に繋がる。
- 3 看護師等養成所においては、少子化等に伴い入学者の確保に苦慮しているところであり、社会人経験者を対象とした資格取得支援対策の充実を図ることで、不足する看護人材の確保とともに、養成所の安定的な運営に寄与することができる。給付金受給者は、将来の雇用保険被保険者となり得ることが大いに期待できることから、雇用保険制度の加入者確保にも寄与する。

【提案・要望の経緯】

- 1 本県では昭和40年代から、独自の医師養成制度をはじめ、離島地域の医療体制整備に取り組んでいるが、依然として離島等の医師数は全国平均を大きく下回るとともに、本土部と離島部では2倍近い格差があり、もはや自治体レベルでの取組は限界となっている。また、地域枠による臨時定員増は平成31年度までとなっているが、制度終了に伴い、医師の都市部流出が懸念されることから、存続を前提に抜本的な地域偏在対策と併せて検討されることが不可欠である。
- 2 医師不足の状況が解消しない中、各領域の専門医を満遍なく県内に配置することは不可能であり、医療資源の効率的な活用には、専門医配置を集約化する一方、総合診療専門医の活用が効果的であることから、総合診療専門医のキャリアパスを充実させることで、志向する医師も増加し、地域の医療確保に大きく寄与する。
- 3 看護職員に係る専門実践教育訓練給付金については、平成26年の制度拡充に伴い、本県所在の養成所においても当該給付金の対象施設の随時指定を受けているが、一部の養成所においては、教育内容や体制に問題はないものの、要件を充足できず指定を受けられない状況である。
今後益々増加する看護需要に対応するため、新規養成は重要な対策の柱であることから、資格取得割合等教育の質は一定担保しつつも、人材確保に向けた資格取得支援については、より柔軟に対応することが必要である。
また、准看護師養成課程においては、看護師養成課程に進学して上位資格の取得を目指す者が少なくはなく、またそのことは看護の質を高める上で好ましいことでもあることから、卒業生の就職割合等の算定にあたっては看護師課程への進学者を除外して算定することが必要である。

【1】この要望にかかる背景について

○医師の需給推計

国においては、平成28年度中に地域医療構想を踏まえた医師の需給推計をとりまとめることとされており、その中で確保対策、偏在対策も併せて検討されることとなっています。

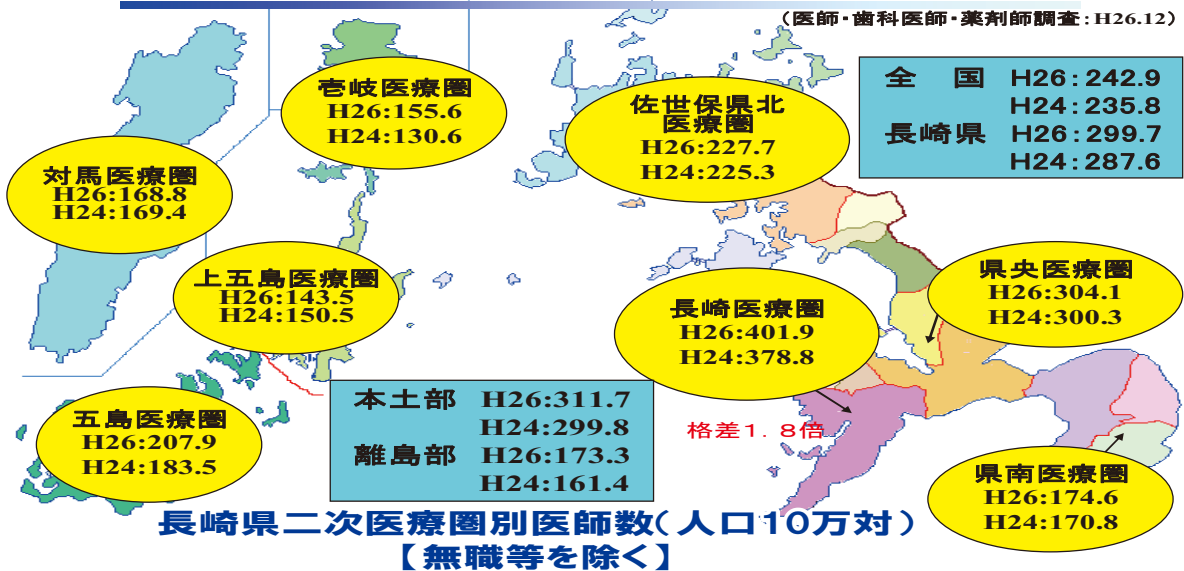
○総合診療専門医のキャリア形成

新たに創設される総合診療専門医に関しては、上位の専門医の資格取得や他の領域から総合診療専門医を目指す際の資格認定要件について示されていない状況です。

○看護職員確保・養成の現状

本県では、新規養成とともに離職防止や再就業支援を対策の柱として看護職員の確保に努めているが看護職員の需給見通しに対する平成26年末の状況では、約千人の不足となっています。各養成所は、若年人口の減少に伴い入試倍率は年々減少傾向にあり、質と量の両面において学生確保に苦慮している状況です。そうした中、看護師及び学生確保の点から社会人経験者の入学をさらに促進することが求められます。しかし、専門実践教育訓練給付金の対象施設指定要件では、①入学者数に対する卒業生の割合 ②資格試験合格率 ③入学者数に対する卒業生の就職率の3つの項目が設定され、そのすべてを満たすことが求められています。

長崎県の医師の状況



【2】この要望にかかる課題・問題点について

1 新たな専門医制度の実施にあたっては、地域医療への配慮が一定盛り込まれたものの、医師不足地域における安定的な医師確保策と、地域や診療科の抜本的な偏在是正策が示されていません。昨年度から開始された国の医師需給推計の検討にあたっては、医師充足地域での開業や公的医療機関の管理職ポストに就く場合、あるいは専門医資格更新の際に、医師不足地域での勤務経験を要件とする等、離島・へき地への勤務を促進し、偏在是正に効果的な国家レベルでの対策も併せて検討することが必要です。

医学部の定員増（地域枠）については、当該制度による医師の供給が漸く始まる所であり、地域の医師不足は依然として解消されていない状況にあります。医学部定員増の廃止又は縮小の検討を行う場合は、地域枠を対象とするのではなく、医師充足地域にある医育大学の定員での調整がなされるべきであると考えます。

2 総合診療専門医が上位の専門医資格を目指す際には、少なくとも他の領域の専門医と同じ条件で取得が可能な仕組とするとともに、他の領域の専門医が総合診療専門医を目指す場合においても、それまでの臨床経験が資格認定に十分反映されることはもちろん、離島・へき地の診療所勤務であっても専門医資格を取得できる認定要件とすることが必要です。

3 看護師等養成所の入学者数に対する卒業生の割合が低くなることは、養成所が患者の生命に関わる看護職員の養成を目的とする以上、養成段階での不適格者の適切な見極めがなされていることの表れでもあります。准看護師養成課程卒業生は、そのまま看護師課程に進学する者も少なくはないことから、入学者数に対する卒業生の就職率等は一般的に低くなります。

看護師課程進学者については、教育訓練を准看護師課程から一体のものと捉えた上で、給付期間の延長も合わせて行わないと、看護師課程在学中には給付金の支給が受けられず、進学にも支障を来すこととなります。

28 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直し、火力発電施設について従前の制度に復元すること
①電源立地等初期対策交付金相当部分の対象にすること
②電源立地促進対策交付金相当部分の対象にすること
③電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数を元に戻すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること

【本県の展望（実現の効果）】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
初期対策交付金及び促進対策交付金の対象に戻すことで、県内での火力発電所の新設の促進を図る。
また、移出県等交付金の交付金算定係数の復元で、交付額の確保を図り、電源地域の地域振興・産業振興とともに安定的な電力の供給に繋げる。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
福島第一原子力発電所の事故では、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外にかかわらず、UPZを含む市町村に交付対象地域を拡大することで、県内地域の地域活性化及び産業活性化を図る。

【提案・要望の経緯】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで、平成23年度から火力発電施設が電源立地地域対策交付金の対象外になるなど削減措置が実施された。
 - ・初期対策交付金と促進対策交付金の対象外となったため、発電施設設置時の立地のメリットが失われた。
 - ・移出県等交付金の交付金算定係数が引き下げられたため、交付金の額が減少し、電源地域の地域振興、産業振興に係る事業を縮小している。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故で、原子力災害が広範囲で長期的に被害を及ぼすことが明らかになった。
原子力災害対策については、同原発の事故の教訓を踏まえて原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）において、新たに「緊急時防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね30km）」（UPZ）が定められた。
UPZを市域に含む松浦市、平戸市、佐世保市、壱岐市については、原発の稼働による影響を常に念頭に置いた経済活動や行政運営を行わなければならない、その対処のためにも当該交付金の対象にする必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

1 火力発電施設向け交付金の見直しについて

平成23年度から火力発電施設向けの電源立地等初期対策交付金相当部分及び電源立地促進対策交付金相当部分について対象外になったこと。また、移出県等交付金相当部分に係る交付金算定係数の引き下げにより交付金限度額が減額になるなど、火力発電施設に対し不利な扱いが行われた制度の復元を要望しています。

2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について

玄海原子力発電所の本県内周辺地域においては、事故に対する住民不安の高まりや企業立地の促進等においても不利な条件を被るため、対象地域の拡大を要望しています。

1-① 電源立地等初期対策交付金相当部分（立地可能性調査～運転開始まで）

○限度額：5千万円/年

1-② 電源立地促進対策交付金相当部分（着工年度から運転開始して5年後までの間）

○限度額：出力100万KWの火力発電所を新設する場合

$$1,000,000 \times 550 \times 4 \times 2 = 44 \text{億円}$$

(出力) (単価(円)) (石炭火力係数) (所在市町村：周辺市町村の総額=1:1)

1-③ 電力移出県等交付金交付限度額の推移 (単位：千円)

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
876,452	541,067	548,728	647,266	650,729	679,114

平成23年度から実施された電力移出県等交付金の算定係数の削減措置

① 想定発電火力係数の引き下げ：1.0→0.9

② 実績発電火力係数の引き下げ：1.5→1.0

③ 交付単価の引き下げ：28円→27円

2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について



【2】この要望にかかる課題・問題点について

1 火力発電施設向け交付金の見直しについて

平成23年度から火力発電施設に対し不利な扱いをされたことで、県及び市町に対する交付金が減額となったため、電源地域の地域振興・産業振興に支障をきたしています。

2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について

玄海原子力発電所から8.3kmしか離れていない松浦市鷹島町をはじめ、原発の本県内周辺地域は、万一の事故に対する準備や、農林水産業や企業立地など産業振興への不利な条件を克服するための対策などが必要になっています。

29 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

有明海の再生、水産資源の回復を図るための支援を行うこと

- (1) 有明海・八代海等総合調査評価委員会において、有明海や橘湾の再生に係る評価を早急を実施するとともに具体的方策を提言すること
- (2) 有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害に係る具体的支援策を確立させること
- (3) 4県が協調して実施する調査・現地実証事業などに関する財源の大幅な拡大を行うこと。漁業者が成果を実感できる抜本的な漁場環境改善対策を大規模に実施するとともに、効果を持続させるための対策を継続的に実施すること
- (4) 有明海の再生に向け、目標やその実現の時期、具体的対策を示す計画づくりと事業化に向けた体制づくりを行うこと。また、必要な対策や事業を確実に実行していくための財源措置を講じること。

【本県の展望（実現の効果）】

- ・有明海は底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化し、二枚貝をはじめとする漁業資源の減少が進み、漁家経営は極めて厳しい状況。
- ・このため、県計画の下で「海域環境の保全及び改善」と「水産資源の回復等による漁業の振興」のために実施すべき施策を推進。
- ・さらに、国の研究機関を中心に関係県の水産試験場との連携・共同による有明海の水産業に関する調査研究を実施。
- ・赤潮等による漁業被害者等の具体的支援が確立されることによって、赤潮により大規模な被害を受けた地域の早期再建が図られる。
- ・平成27年度から、有明関係4県が協調した二枚貝類の資源回復に向けた取組を実施しており、本県の漁業者が成果を実感できるような漁業振興策を検討し、事業化に結びつけていく。
- ・漁場環境改善対策を大規模かつ計画的に実施することにより、有明海全体の環境の改善が図られ、漁業生産が拡大する。

【提案・要望の経緯】

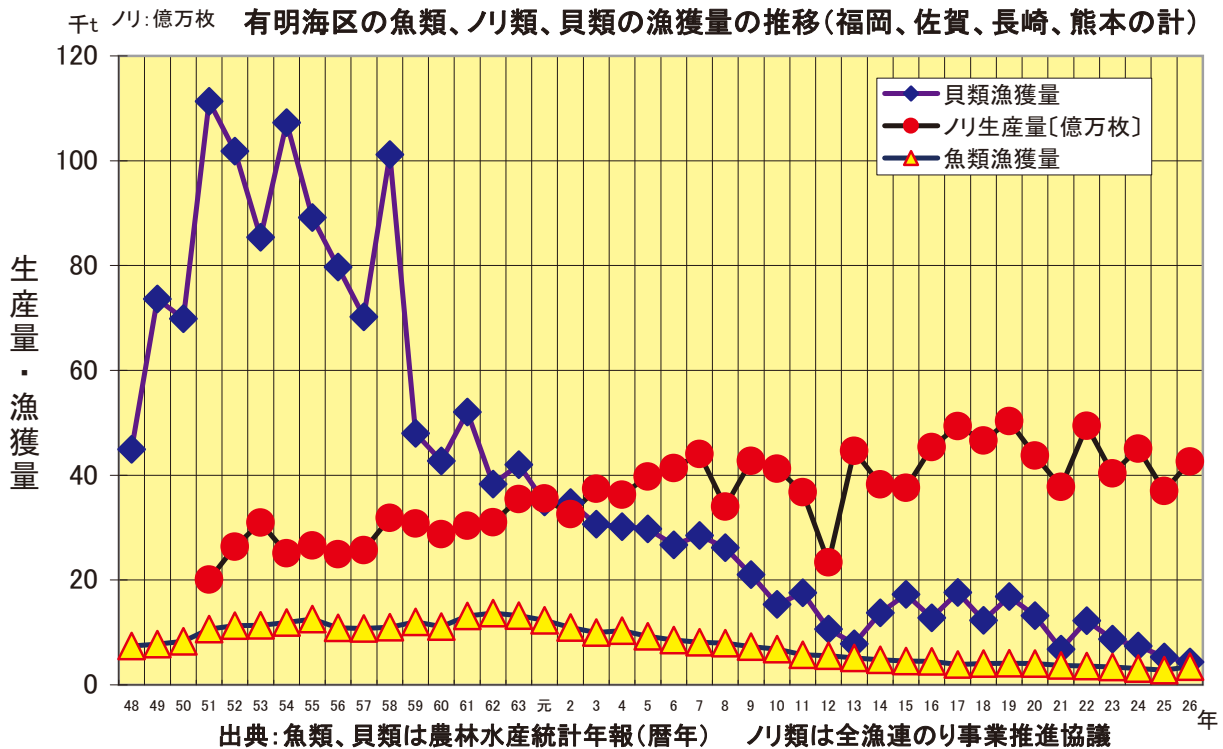
- ・有明海等総合調査評価委員会では総合的な調査結果に基づいて再生に係る評価を行い、解明すべき課題等について具体的方策を提言する必要がある。
- ・また、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因が考えられるため、それらを十分考慮した総合的な調査・研究を行う必要がある。
- ・平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、国において具体的な支援策を確立する必要がある。
- ・有明海等再生のために行う有明海環境改善のための調査・現地実証試験等の予算増額について地元要望が非常に強い。
- ・現在の取組については、一定の効果があるものの、局所的で有明海全体の漁場環境改善が困難。また、成果はあるが効果の持続性に課題がある。これまでの公共事業の考え方ではなく、有明海の漁場環境を改善する特別な事業が必要。

【1】この要望にかかる背景について

○（有明海等再生のために行う総合的な調査・現地実証試験等）

有明海等再生のために、総合的な調査・現地実証試験を実施しており、「有明海等総合調査評価委員会」の中で、総合的な調査結果に基づいて再生に係る評価を行い、解明すべき課題等について、具体的方策を提言する必要があります。

また、平成27年度から4県が協調した二枚貝類の資源回復の取組を開始したところであり、調査・現地実証試験等、アサリ、タイラギ等の生産回復対策に関する予算を増額する必要があります。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

○（国の事業終期）

国の事業終期が平成29年度となっているが、有明海再生の道筋は未だ明らかではないことから、調査・実証事業の継続と財源の大幅な拡大が必要です。

○（有明海漁場環境改善連絡協議会）

国が設置している「有明海漁場環境改善連絡協議会」の規約が改正され、これまでの取組に加えて、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組が平成27年度から始まっています。関係漁協等の意見も踏まえ、国や他県と協議しながら進めていく必要があります。

30 安全・安心で強靱な県土づくりとインフラ老朽化対策について

【国土交通省】

【提案・要望】

- 1 大規模・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりに必要な予算を確保するとともに施策拡大を図ること

【予算確保】（防災・安全交付金）

- ・道路災害防除事業、電線共同溝事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）

【施策拡大】

- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査費の補助率の嵩上げ

- 2 維持管理計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるために必要な予算を確保するとともに施策拡大（適用拡大）を図ること

【予算確保】（防災・安全交付金）

- ・道路災害防除事業、橋梁補修事業、舗装補修事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・砂防、地すべり、急傾斜緊急改築事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業

【施策拡大（適用拡大）】

- ・橋梁、トンネル、港湾・海岸保全施設等の点検における経費の県負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、維持補修事業の交付金化
- ・砂防、地すべりの緊急改築事業における事業採択基準の緩和

【本県の展望（実現の効果）】

防災能力を高めることで、確実な警戒避難などのソフト対策の充実が図られ、県民の生命・財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保するとともに自然災害に備えた道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化による緊急物資輸送のネットワークが構築できる。

また、本県では昨年、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」を策定しており、インフラにおいてもこれに基づきライフサイクルコストの縮減等の戦略的な維持管理を実施しており、必要な予算の確保が行われることにより、計画的な事業実施が可能となる。

【提案・要望の経緯】

梅雨前線に伴う大雨やゲリラ豪雨、また台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害等が生じているとともに、隣県においても大規模な地震が発生しており、防災・減災対策による強靱な県土づくりに向けて着実な推進を図る。

特に、土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域の指定のための調査を平成31年度までに完了させる必要がある。

また、社会資本ストックの老朽化が進む中、計画的で適切な維持管理や更新によってトータルコストの縮減・平準化を図り、インフラを安全により長く利用できるようにすることが必要である。

【1】この要望にかかる背景について

（長崎県の地形）

本県の海岸線延長は約4,200kmと全国第2位となっており、人口の資産のほとんどが海岸近くに集中しているため、高潮被害等を受けやすい状況にあります。

また、土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい環境にあります。

（インフラ施設）

高度経済成長期以降、インフラ施設への行政需要が増大し、集中的に整備が進められました。これにより、橋長15メートル以上の橋りょう（県道路管理者分）では、架設後50年が経過しているものは、現在82橋、（11%）ですが、20年後には321橋（43%）となり、トンネルにおいても建設後50年経過しているものは現在12本（9%）から、20年後には47本（36%）と急速に老朽化が進行するまた、橋りょう以外の施設も同様に老朽化が進行しているものと推察されます。

【部門別の維持補修事業】

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	④県債	⑤一財	③市町費	
道路点検		65%	35%	0%	35%	0%	県負担分を起債対象
港湾点検		40～60%	45～50%	0%	45～50%	0%	県負担分を起債対象
海岸点検		50～55%	40～60%	0%	40～60%	0%	県負担分を起債対象
港湾		1/3～45%	41～50%	0%	41～50%	14～17%	浚渫事業の県負担分を起債対象化
河川	補助事業なし						交付金の適用
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（内示）

全体的に要望額よりも下回る内示となっています。

特に河川改修事業は約50%の内示率と低い状況です。また、土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査費については、県負担率が2/3と負担が大きいため、補助率の嵩上げが必要です。

（インフラ施設）

今後、維持補修や更新の費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されることから、維持補修事業における予算の確保とともに点検・補修事業における施策の拡大が必要です。



日野川 洪水によるの浸水状況
平成20年6月19日



がけ崩れ被災状況
平成25年7月6日発生
佐世保市鹿子前町 鹿子前地区



島原港 高潮時の浸水状況
平成24年9月 台風16号



(一)国道251号 土砂災害状況
平成27年6月

31 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- (1) 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策を図ること
- (2) 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

住宅地に近接する溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、時々刻々変化する火山活動等を今後も引き続き、九州大学地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究していく体制を強化し、災害時には、高度な知見・技術力、即応力を有する事務所による対応を島原半島3市民は強く望んでおり、その結果、地域の安全度向上により、人口の増加や農作物の生産高増が見込める。

また、九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要な機関であり、「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。

【提案・要望の経緯】

平成5年の直轄化以来、火山砂防事業の進捗を要望してきた結果、概ね9割が完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しているものの、山頂には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在し、地震等により大規模な災害が発生するおそれがあるため、有識者から①今後も溶岩ドームの挙動について、継続的な調査・観測が必要であること、②発生する可能性が高い災害に対して事前にハード対策を行うべきこと、③関係機関が連携して雲仙・普賢岳の減災対策に取り組むべきであることが示されている。さらに、島原半島地域には火山性噴出物が広く分布し、数多くの断層が横断していることから、住民は土砂災害に対する不安を抱いている。

また、昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

不安定な溶岩ドームが、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を、両者連携により監視・観測・研究していく体制は必要不可欠であり、一層の充実強化を図る必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

(溶岩ドームや火山の調査・観測)

溶岩ドームの内部構造は不明な部分が多く、地震や火山噴火による大災害が予想されているため、今後とも国の知見と技術力による監視・観測体制および避難体制の計画立案には両者連携が不可欠であります。

(調査範囲拡大)

島原半島地域の地形地質を考慮し、調査範囲を水無川流域だけでなく、その範囲を拡大し土砂災害の危険性について整理、調査が必要です。

(半島3市の強い期待感)

両者の存在に強い安心感と期待感を抱いている反面、直轄事務所の縮小、行革等による火山観測体制の統廃合等へ強い危機感があります。さらに、今回の熊本地震により溶岩ドーム崩落の危険性に対する不安が増してきています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

○平成27年7月に活動火山対策特別措置法の一部が改正され、雲仙岳の警戒避難体制の整備や活動火山対策の強化を図るため、国による対応への期待感・重要度がさらに増しています。

32 離島の学校教育の充実について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

離島の小・中学校における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、離島の学校に対する教員加配制度を創設すること

また、離島の高校への留学について、生徒の受入れ環境の整備や保護者の負担軽減などの支援をすること

【本県の展望（実現の効果）】

離島の学校を支援する加配制度の創設により、複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消、養護教諭・事務職員未配置の改善・解消が図られ、離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになる。

島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島の定住を促進し、活性化を図る離島振興に大いに貢献することができる。

また、本県で実施している「高校生の離島留学制度」は、積極的な目的意識や意欲を持った高校生に、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供することを目的として、県内外から生徒を受け入れており、生徒の生活面での支援や施設を整えることは、地域活力の向上や地域振興にもつながる。

【提案・要望の経緯】

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいる。

離島の小規模校の多くが、複式学級や中学校の免許外教科担任の発生、養護教諭・学校事務職員の未配置といった状況を抱えており、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、健康管理や緊急医療対応等において課題がある、教頭や他の教員が事務を担当するため児童生徒と関わる時間を奪うことになるなどの教育課題が生じている。

これらの課題へ対応するため、非常勤講師の配置を行っているが、離島の学校においては人材確保が困難であることから十分配置できない状況となっている。

離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるよう、本土部との教育格差を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設が急務となっている。

また、「高校生の離島留学制度」については、積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、中国語・韓国語やスポーツ教育など特色ある学習の場を提供するため、平成15年度から対馬高校、壱岐高校、五島高校の3校で実施しているが、当該制度をさらに充実させ、地域活力の向上や地域振興に貢献していくためには、留学生の帰省費に対する支援や寄宿舎の施設整備に対する支援が必要である。

【1】この要望にかかる背景について

- 複式学級を有する小学校は、本土部が約19%、離島部が約57%に上ります。また、免許外教科担任が発生した中学校は、本土部が約23%、離島部が約55%と、いずれも離島部の学校が著しく高い状況にあります。
- 養護教諭未配置校15校のうち離島部が5校に上り、学校事務職員未配置校13校のうち、離島部は10校に上ります。
- 平成15年度から離島留学制度を実施しており、これまで県内から494名、県外から104名、計598名が入学しています。

○複式学級の状況【平成27年度】(単位：校)

小学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	47	50
学校数	82	270
複式学級を有する学校の割合	57.3%	18.5%

中学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	4	1
学校数	42	130
複式学級を有する学校の割合	9.5%	0.8%

○免許外教科担任発生の状況【平成27年度】(単位：校)

中学校	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	23	30
学校数	42	130
免許外教科が発生している学校の割合	54.8%	23.1%

○離島留学生在籍状況【平成28年度】(単位：人)

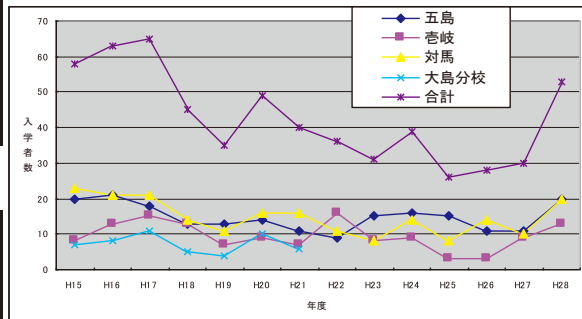
学校名	1年生	2年生	3年生	合計	定員
対馬高校(韓国語)	20	9	13	42	60
壱岐高校(歴史・中国語)	13	9	3	25	60
五島高校(スポーツ)	20	11	11	42	60
計	53	29	27	109	180

【2】この要望にかかる課題・問題点について

- 今後、離島の児童生徒数が増え減少すると、離島と本土の教育格差が広がっていく可能性があり、離島の学校の児童生徒が本土の学校と同様の教育が受けられなくなります。
- 過疎化や少子化に伴う生徒数減少により、小規模化が進む離島地区においては、県立高校の重要性は高く、地域の活性化のためには、離島留学制度の充実は今後も必要であります。

○児童生徒数の減少 (単位：人) ○離島留学生の推移

	離島の学校	本土の学校
平成22年度	11,510	109,363
平成27年度	9,607	98,673
減少数 (減少率)	△ 1,903 (△ 16.5%)	△ 10,690 (△ 9.8%)



○教員数の減少 (単位：人)

	離島の学校	本土の学校
平成22年度	1,544	7,487
平成27年度	1,342	7,241
減少数 (減少率)	△ 202 (△ 13.1%)	△ 246 (△ 3.3%)

33 鷹島海底遺跡の保存と活用について

【文部科学省】

【提案・要望】

水中考古学の専門研究機関を長崎県松浦市鷹島に設置し、水中遺跡の調査研究及び保存管理等についても、国策として取り組むこと

【本県の展望（実現の効果）】

水中考古学の専門研究機関が松浦市鷹島に設置されることにより、鷹島における「元寇」の史実を国内外に広く周知し、日本各地に残る水中文化遺産の保護・活用を図ることが可能となる。

また、水中文化遺産の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することが可能となり、東アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進につながる。

さらには、「長崎県」、「松浦市」、「鷹島」などの知名度が上がることにより、研究者のみならず、一般観光客の増加も見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながる。

【提案・要望の経緯】

平成24年3月に海底遺跡としては国内で初めて鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定され、水中遺跡の保存の重要性が国内外に向けて発信されるようになった。しかし、現在、国内には海底遺跡など水中考古学を研究する公的な機関がなく、研究が遅れている状況である。

海底遺跡の調査や遺物の引揚げ、保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的に難しく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応することは難しい。

海洋国日本として、水中考古学の研究は重要なものであり、財政支援、研究者等の人材育成などについて、国策として取り組んでいただきたいと考えている。

長崎県松浦市鷹島は、貴重な遺物が存在する海底遺跡を有しており、水中考古学研究の拠点として最適な場所である。

【1】この要望にかかる背景について

（これまでの鷹島海底遺跡の調査）

長崎県松浦市の鷹島海底遺跡では、昭和55年から30年以上にわたり調査が行われ、これまでに、元寇に関わる多くの遺物が出土しています。

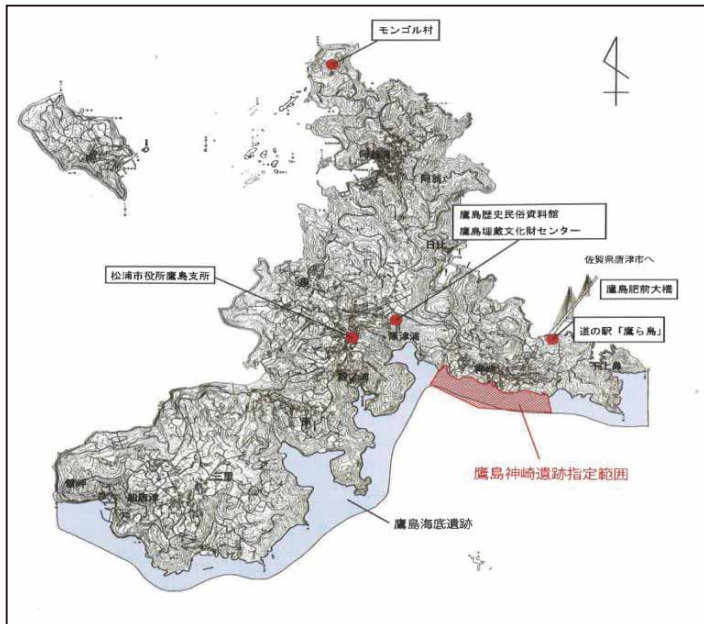
平成23年10月には、琉球大学の発掘調査により、元寇船の構造がわかる遺物（竜骨（キール））が初めて発見されました。竜骨（キール）は約13mで、船底は二重になっており、竜骨とともに船の外板が発見されています。船体の上には磚や陶磁器などが散見され、船の時期を決定する好資料となっています。平成26年～27年の調査では、2隻目の沈没船（2号沈没船）も確認されています。

平成25年～27年に実施した県の調査では、国史跡外でも元寇船に関連する遺物の分布が確認され、今後、国史跡の指定範囲がさらに広がる可能性が期待されます。

（水中遺跡に関する国の対応）

国は、平成25年3月に学識者による「水中遺跡調査検討委員会」を設置し、鷹島神崎遺跡及び周辺地域をモデルとして、水中遺跡の把握、調査、保存方法の検討と検証を行うとともに、法制度、諸外国の実例なども踏まえ、国内の水中遺跡の保護や活用に係る国としての方針を作成するための調査研究事業に取り組んでおり、平成29年度に報告書を作成する予定です。

なお、平成27年5月22日に閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においては、「水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究」が重点戦略に位置づけられています。



鷹島海底遺跡範囲



海底での調査風景



遺物出土状況

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（元寇船の引揚げについて）

船の引揚げについては、水深が深いため、作業の効率性が極端に悪く、かつ、損壊しないような引揚げを行うためには、相当な潜水技術、時間及び膨大な経費が必要です。地元市が補助事業者として実施する場合、現行の国の50%補助金程度では、技術的、経費的な負担に耐えられません。

（保存処理等について）

船体を引揚げた場合は、早急に脱塩とそれに続く保存処理が必要ですが、既存の保存処理施設では長さが足りず処理できないため、新たな特注施設の設置が必要です。

船材の脱塩、保存処理には少なくとも10年を越す時間が必要ですが、その間の保存技術・経費等、膨大な負担となり、県・市レベルでの実施は困難です。

保存処理の終了後、船体の復元作業が必要ですが、船体の専門家が県・市におらず、復元にも相当の時間を要します。

日本初となる復元後の船体の適切な展示公開のために、新たに施設を建設する必要がありますが、負担が大きく、地元県・市では困難です。